

改正

平成28年2月29日教委規則第1号

令和元年6月3日教委規則第1号

令和3年5月20日教委規則第7号

令和4年5月25日教委規則第3号

青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、青梅市いじめの防止に関する条例（平成26年条例第38号。以下「条例」という。）第12条第8項の規定にもとづき、青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長および職務代理者)

第2条 対策委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 対策委員会の会議は、委員長が招集する。

2 対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 対策委員会の会議は、公開を原則とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、対策委員会に諮って、非公開の決定をすることができる。

(意見の聴取等)

第4条 対策委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、または資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 条例第12条第2項、第4項および第5項に規定する調査を行うに当たり、委員長が必要と認めるときは、対策委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、前項の調査にかかる事案に利害関係を有しない者から、委員長が指名する3人以上をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長がこれを指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査の経過および結果を対策委員会に報告する。

5 第3条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「対策委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(対策委員会による相談または調査の申立て)

第6条 条例第21条の規定による学校の措置および条例第22条の規定による青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）の措置が講じられたにもかかわらず、当該いじめに関する問題が解決していないと料する保護者は、委員会に対し、条例第12条第5項の規定により対策委員会にいじめに関する相談を受けさせ、調査させるよう申し立てることができる。

2 前項の規定による申立てをしようとする保護者は、青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会による相談・調査申立書（様式第1号。以下「申立書」という。）を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の規定により申立書の提出があったときは、その内容を審査の上、遅滞なく対策委員会による相談または調査（以下「相談等」という。）の実施の可否を決定し、青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会による相談・調査（承認・不承認）通知書（様式第2号）により、当該申立てをした保護者（以下「申立者」という。）へ通知するものとする。この場合において、不承認の決定をしたときは、その理由を付さなければならない。

4 委員会は、前項の規定により相談等の実施を承認したときは、速やかに対策委員会に相談等を行わせるものとする。

5 対策委員会は、相談等を行ったときは、その内容について、委員会へ報告するものとする。

6 委員会は、前項の規定により相談等にかかる報告を受けたときは、その結果について申立者に説明を行うものとする。

(審査請求)

第7条 前条第3項の決定に不服のある保護者は、委員会に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定にもとづき、審査請求をすることができる。

(秘密の保持)

第8条 対策委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 対策委員会の庶務は、委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が対策委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年2月29日教委規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (令和元年6月3日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和3年5月20日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和4年5月25日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会による相談・  
調査申立書

年 月 日

青梅市教育委員会教育長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

次のとおり申立します。

申立の趣旨	
申立の理由	
申立の内容	

第 号  
年 月 日

青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会による相談・調査  
（承認・不承認）通知書

様

青梅市教育委員会  
教育長

このことについて、下記のとおり決定したので、お知らせいたします。

記

- 1 申立月日
- 2 申立の概要
- 3 決定の内容
- 4 不承認の場合の理由